（農林水産省設置法の一部改正）

第八条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第九条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

（総務省組織令の一部改正）

第一条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省組織令の一部改正）

第二条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第七条の表令和五年三月三十一日までの間の項を削り、同表令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の項中「令和五年四月一日から」を削り、「及び特殊土壌地帯対策分科会」を「、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会」に改め、同表令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の項中「及び特殊土壌地帯対策分科会」を「、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

令和九年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び離島振興対策分科会

附則第九条中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

（国土審議会令の一部改正）

第四条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省国土政策局離島振興課

政　令

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十四号

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、離島振興法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十二号）の一部の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄